

## 第四回国際原子力法学会報告

植村 栄治

### 一 はじめに

昨年一〇月二日から二五日までアルゼンチンのブエノスアイレスで第四回国際原子力法学会が開催された。本稿はそれに会員として出席した筆者の報告である。

一九七九年三月にアメリカのスリーマイルアイランドで原子力発電所の事故が起きて以来、原子力問題は世間の大きな関心を集めている。原子力をめぐる種々の問題には、技術的なものや経済的なものなど多面的なものがあるが、原子力に関する諸法規から生ずる問題を研究することも極めて重要であり、かかる研究の対象が原子力法と呼ばれる法分野を形成する。

わが国では、まだ原子力法の研究態勢は十分整っていないと言え難い。例えば、原子力法を専門的に研究する法律学者はほとんどおらず、民法、商法、行政法、経

済法等の分野に分割されて研究される観が強い<sup>(1)</sup>。又、原子力法関係の文献<sup>(2)</sup>も決して多数とは言えない。わが国にはまだ原子力法の学会は存在しないが<sup>(3)</sup>、海外では既に同法の国際学会が設立され、活発な活動を行なっている。

本稿は同学会における論議等を紹介し、諸外国における原子力法上の諸問題を多少なりとも明らかにすることをねらいとしている。なお、同学会への参加について助言・配慮を戴いた関係各機関の方々に厚く感謝する次第である。

(1) 但し、最近では、エネルギー問題が脚光を浴びるようになったのを反映して、エネルギー法なる分野の設定・研究が提唱されており、かかる部門が確立されれば、原子力法もその一翼として位置付けられることになる。エネルギー法樹立の必要性を説くものとして、藤原淳一郎「日本におけるエネルギー法の現状——エネルギー法研究序説」法学研究五〇巻二号三六一頁以下参照。

(2) 原子力法全般の体系書として挙げられるのは、下山俊次「原子力」(未来社

会と法所収)のみであろう。但し、損害賠償や設置許可争訟等の個別問題に関する文献は多い。なお、原子力関係の法令集としては、科学技術庁原子力安全局監修「原子力規制関係法令集」やエネルギー庁官房総務課編集「エネルギー六法」等がある。

(3) 日本原子力学会は原子力法の学会とは言えないであろう。なお、一九七九年四月には西ドイツとわが国の法学者が東京に集まって「日独原子力法シンポジウム」が開催された。又、わが国の法律関係者の有志による私的な原子力法研究会も存在する。

### 二 国際原子力法学会について

国際原子力法学会 (International Nuclear Law Association) は、一九七三年にカールスルーエ(西ドイツ)で初めて開催されたのを皮切りに、七五年にエクスンプロバンクス(フランス)で、七七年にフィレンツェ(イタリア)で開かれ、昨七九年には第四回学会がブエノスアイレスで開催された。なお、次回は一九八一年にスペインのマドリッドで開かれることになっている。

会長は、二年毎に次回開催国から選出されるので通例で、昨年一〇月の第四回学会で、Enrique Zaldívar 教授(アルゼンチン)から Luz Corretjer 教授(スペイン)に交替した。

第四回学会には約二〇カ国から約二〇〇人が参加した。わが国からの参加者は

真崎勝氏(日本原子力保険プール)と筆者の二名であった。

会議は、オープニングセレモニー、エクスカーション、レセプション、ディナー等をはさみつつ、五日間で七つのテーマを扱い、三十数名がそれぞれ三〇分程度の報告を行なった<sup>(1)</sup>。

テーマの内容は次の通りである。

- (1) 原子力の輸出入、技術移転に関する法的諸問題
- (2) 核不拡散条約の履行
- (3) 核不拡散条約の発展
- (4) 放射性廃棄物処理の法的諸問題
- (5) 原子力損害による賠償責任と保険
- (6) 原子炉許可手続の諸問題
- (7) その他

以下では、右の各テーマについてなされた報告の要旨を紹介しよう。

(1) 今回の会議は、英語、フランス語、ドイツ語、スペイン語が公用語とされ、報告者の発言は残りの三カ国語にも同時通訳された。但し、会場で配布された報告内容集(全六冊)の各論文は報告者の選択した公用語のままで書かれている。

### 三 報告の内容

(一) 原子力の輸出入、技術移転に関する法的諸問題

(a) このテーマに関し、まず、フランスの Charles E. Brunnango 氏が「原子力の技術の移転から生ずる法的諸問題につ

いて」と題して次のような趣旨の報告を行なった。「原子力の技術移転は、契約に基づきかつ法令の制限内で行なわれる。ノウハウの移転が完全に履行されたかどうかは、事柄の性格上分りにくいで、ノウハウを取り入れたプラントの建設契約の形で、あるいは両当事者の共同出資機関が技術を受け入れる形でノウハウの移転を図るのが適当であろう。法規による規制はかかる微妙な問題処理するに適切でない。」

(b)次に、フランスの Jean Vilole 氏が、政府により核物質や原子力プラントの輸出が禁止された場合、既に締結されている輸出契約から生ずる法的諸問題について考察を行ない、今後はかかる輸出禁止命令の問題をもっと重視して契約を締結すべきであると述べた。

(c)休憩の後、アルゼンチンの Alfredo J. L. Carella 氏が、技術移転と新国際秩序の問題について、移転促進の立場から種々の検討を行なった。

(d)最後に、西ドイツの Peter Gnan 氏が、原子力の技術移転において技術会社 (engineering companies) の果たす役割の重要性を指摘する報告を行なった。

(e)以上の報告を通じ、技術移転を法的規制の対象とする場合の問題点がいくつか指摘されたのであるが、目に見えない技術を進める限り関連施設等の有形物に結びつけて取り扱うべきであるという主張が多かったように思われる。いずれにせよ、国が機密としてウラン濃縮の技術等をこっそり移転ないし盗むのをどう規制するかという発想は余り感じられなかった。

(一) 核不拡散条約について

(a)まず、アメリカ合衆国の L. Manning Muntzing 氏が、最近の同国の核不拡散政策について報告し、カーター大統領の従来の政策は核燃料等の信頼できる供給国としての地位に懸念を抱かせるおそれがあり、アメリカ合衆国政府は安定供給と核不拡散の両者実現のため努力している、と述べた。

(b)次に、ユーラトム (欧州原子力共同体) の Jan Baldern Mennicken 氏が、ECの立場から見た核不拡散問題について述べ、カナダ・EC間の協定を例にとりつつ、核燃料等の輸出に際して付される条件が安定していることの重要性を説いた。

(c)ついで、アメリカ合衆国の Leonard M. Trosten 氏が、核物質の輸送の問題を取り上げ、同国の原子力規制委員会 (NRC) が最近改定した輸送に関する規則を紹介しつつ、不法な襲撃に対処する輸送態勢の確立が核不拡散にとっても不可欠である旨を強調した。

(d)次に、イタリアの Sergio M. Carbone 氏が、原子力プラントの輸出に関連して核不拡散問題に触れ、軍事的と平和目的の区別が実際には難しいこと、現在の核不拡散政策が原子力の分野における国際協力を妨げる恐れがあること、原子力の技術やプラントの輸出の可否について明確な国際的基準を設けるべきであること等を主張した。

(e)二〇分間の休憩の後、アメリカ合衆国の Alfred John Dougherty 氏が同国の一九七八年の核不拡散法について説明し、同法によると他国がアメリカ合衆国と原子力協定を結ぶ際に不当に厄介な義務を課せられる、あるいは既に結んでいる現行の協定をくつがえすことになる、との懸念は誤解に基づくものであると述べ、その例として一九七九年にアメリカ合衆国とオーストラリアとの間で結ばれた原子力協定の内容を紹介した。

(f)最後に、アルゼンチンの Raúl A. Estrada Oyuela 氏が原子力の平和利用の保障措置の問題を論じ、IAEA (国際原子力機関) の権限を活用することにより現在の制度を克服すべきである旨を主張した。

(g)以上の諸報告は、法律論以外に政策論も含むものが多かったが、核の拡散を懸念する先進国と平和利用のための技術移転の促進を望む開発途上国の差違、およびカーター大統領の下に嚴重な不拡散政策を推進するアメリカ合衆国とそれにより手足をしばられかねない他国との

立場の相違がここにも反映されていたと言えよう。

(二) 放射性廃棄物処理の法的諸問題

(a)最初にフランスの Patrick Reyners 氏が放射性廃棄物の処理 (evacuation) により生じた損害の賠償責任の問題を論じ、かかる損害がパリ条約やウィーン条約の対象になると解するにしても、資金面で非常な困難を生ずるので国が何らかの対策を講ずる必要がある旨を示唆した。

(b)ついで、イギリスの Fenwick R. Charlesworth 氏が同国における放射性廃棄物の問題を取り上げ、長期的な処理体制の枠組が作られつつあるが、技術的にまだ多くの解決すべき点が残っていると述べた。

(c)次に、アメリカ合衆国の Howard K. Shapar 氏が同国の放射性廃棄物の規制について報告し、関係行政機関がNRCの外、エネルギー省や州政府にわたる複雑であること、NRCは放射性廃棄物の処理に関して既に定められている基準の見直しを行なっているが、特に半減期の長いものについて適切な基準設定が難しいこと、又、処理の費用を何人どのようにに負担させるかという問題を同国政府が研究中であり、処理作業の許可に際して施設所有者に一定の資金を準備させる等の方法も検討されていること等を

述べた。

(d) について、フランスの Guy Sanoudi 氏が人体を放射線から保護するための基準設定の仕方について西ドイツ、フランス、アメリカ合衆国の例を比較した後、フランスの行政裁判所の最近の判例は、環境ないし健康の問題については行政庁の裁量に委ねることなく司法審査の対象とする傾向がある旨を指摘した。

(e) 最後に、西ドイツの Eberhard Ziegler 氏が同国の原子力法上の Entsorgungsgesetz の建設が実際には難航していることを述べた。

(f) 放射性廃棄物のうち高レベルのものは、周知のように最終的な処分方法がまだ確立しておらず、技術開発が進められているが、それに伴う法的問題も、結局は処理技術の開発を待たなければ、最終的な解決は難しいという印象を受けた。

#### 四 原子力損害による賠償責任と保険

(a) まず、スペインの Julian Gómez del Campo 氏が原子力施設の受けた損害の填補について論じ、幾つかの内容の保険が可能であることを示した。

(b) 次に、フランスの Jacques Deprimoz 氏が原子力施設内にある第三者の物が損

害を受けた場合の問題を取り上げ、パリ条約・ウィーン条約の規定や世界各国の法制度を比較・検討した。

(c) について、アメリカ合衆国の Herbert Sanger 氏が同国における原子力保険法制の近況について説明し、原子力保険業界は一九七九年春のスリーマイルアイランドの事故にスムーズに対処得たと評価した。

(d) 次に、わが国の真崎勝氏がわが国の原子力損害賠償法制について説明し、他国との相違点を解説した。

(e) について、西ドイツの Gerhard Butze 氏が同国の原子力損害賠償について説明し、西ドイツの原子力施設は安全管理が厳重なので事故は実際には起きないであろうと付け加えた。

(f) 次に、アルゼンチンの Juan Carlos B. Morandi 氏が同国が、今後、原子力損害賠償法を制定する際に盛り込まれるべき内容について論じた。

(g) について、イタリアの Claudio Poggi 氏が同国の原子力損害賠償法制について説明し、種々の原子力事故が起きた場合を想定して、検討を加えた。

(h) 最後に、イタリアの Dino Marchetti 氏がパリ条約及びパリ補足条約の見直しについて論じ、経済的な面等からの考察を行なった。

(i) 以上の報告を通じて、わが国の場合は、他国に比べて、原子力損害賠償関係

の法令がかなり整備されているように感じられた。

#### 五 原子炉許可手続の諸問題

(a) まず、スペインの Enrique Castellón Fernández 氏が各国の原子炉許可手続について詳細な比較法的考察を行ない、各種の相違点や共通点を指摘した。

(b) 次に、西ドイツの Ulrich Mutschler 氏が原子炉許可手続の過程における公衆の参加の問題を取り上げ、欧州諸国の例を挙げつつ、いかに公衆の参加を実現するかを論じて、それが原子力の推進に不可欠であることを強調した。

(c) について、イタリアの Pasquale De Lise 氏が原子力事故時の対策について触れ、公衆の安全や環境を事故の影響から守るための同国の諸法令について説明した。

(d) 次に、アメリカ合衆国の Troy Blaine Conner 氏が原子炉許可手続に要する時間について論じ、同国では近年、許可を得るまで一〇～一二年かかるようになってきたが、現行の原子力法の規定する諸手続のうち不要なものを削除すれば数年間は短縮できるはずであると述べた。

(e) 引き続き、イタリアの Fabrizio Noera 氏が同国の原子炉規制関係の法令について説明し、技術の進歩や国際情勢に応じて適宜改正すべきであると論じた。

(f) について、イタリアの Raffaele Albano 氏が安全面からの原子炉規制について述べ、同国の場合の種々の基準等について説明した。

(g) 最後に、西ドイツの Johannes Backhems 氏が同国の原子力法の解釈として廃棄物処理体制の完備が原子炉許可の要件とされるかという問題を取り上げ、絶対に不可欠な要件ではないと解されるものの処理体制の不備を理由として許可を与えないことは適法であろうとの見解を示した。

(h) 原子炉の設置許可の手続は、各国で原子力発電所の建設に反対する動きが強まるにつれて、重要な法的問題を投げかけるものとなっている。右の諸報告の中にも、公衆の参加の問題を論じたものがあったが、他方で許可手続に必要以上の時間が費されているとの意見もあり、問題の難しさを示していると言えよう。政府が国民の合意を得よう努力すべきことは、どの報告からも読み取ることができたように思われる。

#### 六 その他の問題

(a) その他自由なテーマに基づく報告として西ドイツの Michael Wolenschlager 氏が原子力施設の労働者保護について論じ、従来の一般の労働者保護との法的関係が明白でないことを述べた。

(b) 次に、イタリアの Gabriele Mon-

Teconi氏が原子力発電所の立地問題を取り上げ、同国政府と立地場所の地方政府との利害の対立およびそれを調整する諸法令について説明した。

(c)最後に、アルゼンチンの Miguel J. Culacati氏が南米諸国の原子力事情を論じ、ユーラトムのような南米原子力共同体の創設を検討すべきであると提案した。

#### 四 おわりに

原子力法は比較法的検討が可能かつ有益であることやその内容の改変がかなりひんばんであること等から、国際原子力法学会の報告においても、自国の現行法制の説明が重要な意義を有していたようである。会員の顔ぶれは、大学教授等の学者が必ずしも多数派ではなく、政府機関の職員や電力会社の法律担当者のような人も多く見受けられた。

わが国は、現在、総計一五〇〇万KWの原子力発電能力を有する世界第二の原子力大国であるが、科学技術の進展や国民の合意如何を適切にふまえた上で原子力法研究の隆盛を期待したい。

(うえむら・えいじ 成蹊大学助教授)

別冊ジュリスト No.5

## 民事訴訟法判例百選

□民事訴訟法の基本的な「判決手続」に関する最も重要な判例100件を選び、周到・明解に解説した定評ある判例百選シリーズの民事訴訟編。  
□学生にとっては講義・学習・受験に必携、研究者・実務家にとっては便利な指針となる。

□定価900円 B 5判212頁

別冊ジュリスト No.36

## 続民事訴訟法判例百選

□昭和40年に刊行された民事判例百選(別冊ジュリストNo.5)の続編であり、40年以降の重要判例100件を収録。  
□最近の住民運動、公害訴訟など多くの関心が寄せられている多数当事者訴訟に関する判例、あるいは交通事故における損害賠償の問題など、新しい訴訟形態についての判例も収める。

□定価900円 B 5判236頁

別冊ジュリスト No.52

## 倒産判例百選

新堂幸司・霜島甲一・青山善充 編

□経済社会の進展と密接に結びついているこの法領域は、きわめて実践的であるとともに複雑であり、法の諸領域を横断する複合的な構造をもっている。  
□従って、倒産をめぐる判例の総合と体系的展望の意義は甚大である。本書は重要判例105件を収める。

□定価900円 B 5判224頁

■有斐閣■